東京都委託事業　障害分野

東京都

令和4年度

福祉・介護職員 処遇改善加算取得促進事業

東京都社会保険労務士会と「福祉・介護職員処遇改善コンサルタント」(社会保険労務士)が「福祉・介護職員処遇改善加算」等取得のためのお手伝いをいたします。

従業員の給料アップにつなげ、人材の採用、定着を図るため、職場環境を改善し、処遇改善加算に併せて

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(新加算)」

を取得しましょう！

無料相談

処遇改善加算等を取得していない、または上位の加算を目指したいとお考えの

東京都内の障害福祉サービス等事業所様へ

東京都社会保険労務士会では、東京都より委託を受け、以下の取得、変更についての「無料電話相談窓口」を開設いたします。また、訪問により直接アドバイスをいたします。

- 福祉・介護職員処遇改善加算の新規取得
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の新規取得
- 処遇改善加算等の上位区分への変更
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(新加算)の新規取得

裏面に様式の掲載先あり ▶▶

原則、毎週 月・水・金曜日(祝日を除く)に開催！

※詳しくは東京都社会保険労務士会のホームページでご確認ください

フリーダイヤル

0120−179−117

受付時間／午前9:30～午後4:30

訪問でのアドバイス(web会議ツールを活用したオンラインによるアドバイスも可)をご希望の場合、まずは、お電話にてご予約ください。追って、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントからご連絡いたします。

東京都社会保険労務士会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティアカデミア4階
https://www.tokyosr.jp

訪問によるアドバイスお申し込み方法

1 予約申込

訪問によるアドバイスは事前予約となっております。
まずはお電話にてご予約ください。

フリーダイヤル　0120−179−117

原則、月・水・金（祝日を除く）受付時間／9:30〜16:30

2 相談日時の決定

お電話でのご予約後、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントより折り返しご連絡差し上げます。その際に、相談日程の調整、相談内容の確認等をいたします。

3 訪問１回目

現状の把握、要件の整理、取得区分の決定、必要書類等の指導・助言

4 訪問２回目

確認事項の整理、各種書類等の実務指導・最終確認

福祉・介護職員処遇改善コンサルタントは、
雇用管理・労務管理の専門家である社会保険労務士です。

東京都からの委託事業として実施する範囲の助言・指導については
事業所の費用負担はありません。

令和４年度の加算の計画書の掲載先ホームページ（新加算含む）

東京都福祉保健局「東京都障害者サービス情報」のホームページより、計画書のダウンロードをお願いいたします。

【ＵＲＬ】https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022

「書式ライブラリー」→「Ｂ　処遇改善（特別）加算等に係る様式類」

【二次元コード】

令和４年度の加算の計画書の提出期限

令和４年 11 月以降から算定開始する場合　前月 15 日まで

※東京都の場合。自治体により、異なる場合があります。

この印刷物は紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない紙、インキを使用しています。